

確定拠出年金の充実

拠出限度額の引上げ

- 年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して、老後所得の確保を図るため、拠出限度額の引上げを行う。

(企業型)

他の企業年金がない場合 (月額) 3. 6万円→4. 6万円
他の企業年金がある場合 (月額) 1. 8万円→2. 3万円

(個人型)

企業年金がない場合 (月額) 1. 5万円→1. 8万円
自営業者等 (月額) 6. 8万円→6. 8万円

※ 実施は、年金改正法公布後 平成16年10月目途を予定

※ 厚生年金基金や適格退職年金等から確定拠出年金への制度移行に伴う原資の移換限度額も併せて撤廃

中途引き出し要件の緩和

- 資産が少額である場合に手数料で資産が減少又は滅失してしまうため、中途脱退の要件を緩和する。【平成17年10月~】

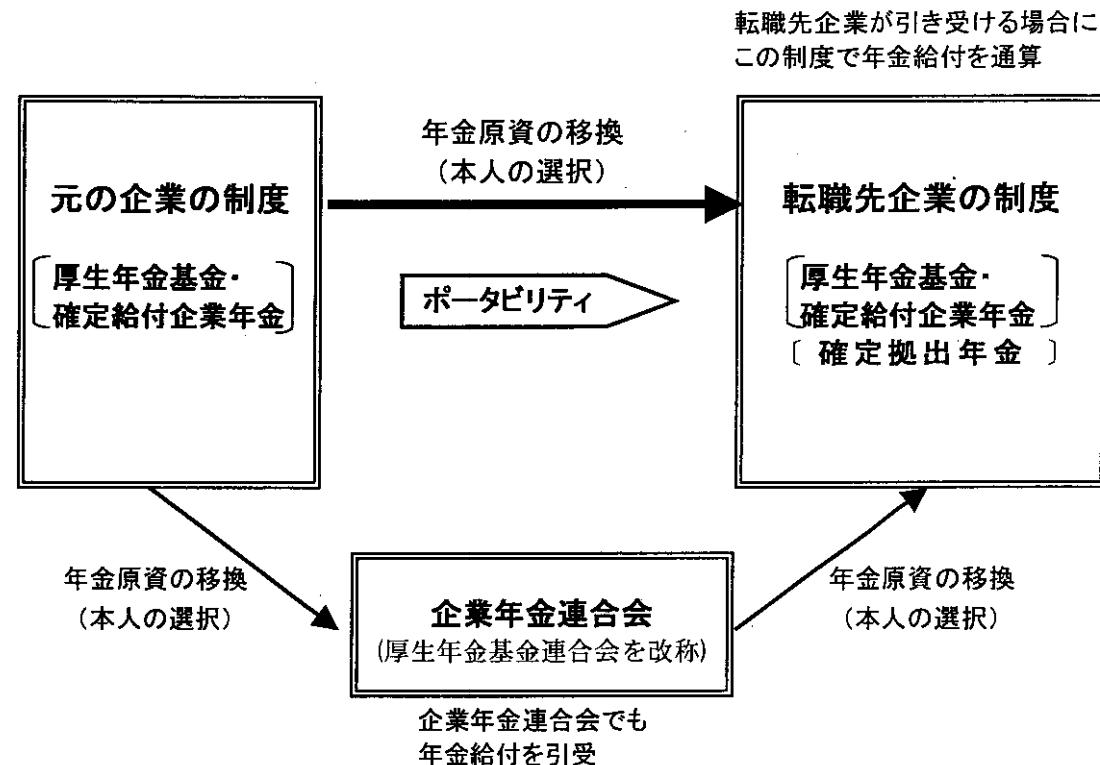
	現行	改正
企業型 から個人型へ 移換後に 脱退	個人型で制度上掛金 を納められない者 (第3号被保険者等) ・加入期間3年以下	個人型で制度上掛金 を納められない者 (第3号被保険者等) ・加入期間3年以下 又は ・ <u>資産額が50万円 以下</u>
企業型 からの 脱退		<u>資産額が1.5万円 以下</u>

(注) 平成16年度与党税制改正大綱(平成15年12月17日)で決定

企業年金のポータビリティの確保（年金通算措置）【平成17年10月～】

- 厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とする。この移換が困難な場合は、企業年金連合会（厚生年金基金連合会を改称）で引受けを行い、年金として受給できる途を開く。
- 厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金へ加入者の年金原資の資産移換を可能とする。

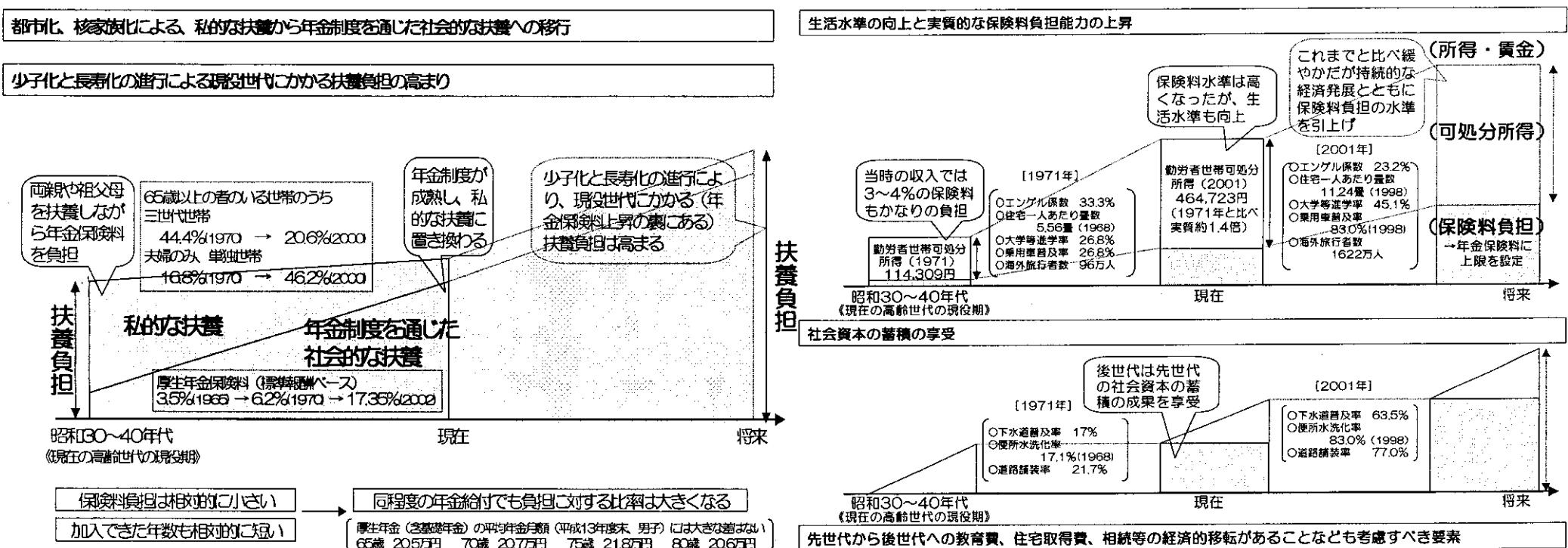
ポータビリティのイメージ



(注) 現在でも厚生年金基金制度では、厚生年金基金連合会により年金通算化

(参考) 年金制度における世代間の給付と負担の関係について

- 年金制度の中で、一定の前提において、各世代がどの程度保険料を負担し、どの程度給付を受け取ることになるかについて比較をしてみると、世代によってその負担と給付の関係に差が生じる。
 - 現在の受給者の世代で倍率が高くなっているのは、
 - ① 戦後の経済混乱の中で、負担能力に見合った低い保険料からスタートし、段階的に引き上げることで長期的な給付と負担の均衡を図ってきたこと
 - ② その後の経済発展の中で、物価や賃金の上昇に応じた給付改善を後代の負担で行ってきたことなどの要因により生じている。
 - 年金制度における世代間の負担と給付の関係をみるに当たっては、その背景にある
 - ①都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行
 - ②少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり
 - ③生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇などの要素を合わせて考慮することが必要であり、年金制度における負担と給付の関係のみで世代間の公平、不公平を論ずることはできない。



○ 賃金上昇率により65歳時点の価格に換算して比較

年金制度においては、原則20歳から40年間程度にわたって保険料拠出を求め、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することになるので、最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに60年以上の時間が想定される。

このように大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価するかについては、様々な考え方がある。

世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。

したがって、世代別に負担と給付を比較するに当たっては、この公的年金の基本的な仕組みの考え方へ沿って、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を65歳時点の価格に換算したもの用いて比較を行ったものである。

○ 65歳以降の年金受給額で比較

今後、雇用と年金の連携を図り60歳台前半の雇用が促進され、十分な準備期間をおきながら支給開始年齢の65歳への引上げが行われるものであり、世代による支給開始年齢の違いを除いた65歳以降の年金受給額で比較している。

○ 事業主負担分を含めずに比較

厚生年金の事業主負担分は労務費に含まれるが、賃金そのものではない。公的年金制度による事業主への義務付けではじめて生じる負担であることから、事業主負担を賃金と同視して論じることには問題があり、保険料負担額には事業主負担分を含めずに比較している。

【厚生年金(基礎年金を含む)の世代間における給付と負担の関係 ー 平成16年財政再計算 ー】

	1935年生まれ (2005年 70歳) [2000年度時点で換算]	1945年生まれ (2005年 60歳) [2010年度時点で換算]	1955年生まれ (2005年 50歳) [2020年度時点で換算]	1965年生まれ (2005年 40歳) [2030年度時点で換算]	1975年生まれ (2005年 30歳) [2040年度時点で換算]	1985年生まれ (2005年 20歳) [2060年度時点で換算]	1995年生まれ (2005年 10歳) [2060年度時点で換算]	2005年生まれ (2005年 0歳) [2070年度時点で換算]
保険料負担額	680万円	1,200万円	1,900万円	2,800万円	3,900万円	5,100万円	6,500万円	8,000万円
年金給付額 〔65歳以降分〕	5,600万円 4,400万円	5,400万円 4,500万円	6,000万円 5,600万円	7,600万円	9,600万円	12,000万円	14,900万円	18,300万円
負担給付比率 〔65歳以降分〕	8.3倍 6.4倍	4.6倍 3.8倍	3.2倍 3.0倍	2.7倍	2.4倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍

(注) 1. 保険料負担のほかに、税負担のうち年金給付に充てられる分(国庫負担分)があることに留意が必要である。基礎年金国庫負担割合は、平成21(2009)年度2分の1完成、平成16(2004)～20(2008)年度は年金課税の適正化による增收分程度の引上げを前提に算出。

2. 設定は以下の通り。

夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入(平均標準報酬月額36.0万円)し、妻はその間専業主婦(昭和61年3月以前は国民年金に任意加入歴なし)という加入歴をもつ同年齢夫婦について、それぞれ60歳時点の平均余命まで生存したとして、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて年金受給額を計算。(保険料負担額や年金給付額を手取り賃金上昇率を用いて、65歳時点の価格に換算して比較。)なお、1935年生まれの者については、その90%の期間のみの加入としている。

3. 2100年で受給期間が終わる世代について、計算した。

4. 人口推計、経済前提等については、平成16年財政再計算に準拠。

試算結果の詳細

世代ごとの保険料負担額と年金給付額について

○平成16年財政再計算

平成17年（2005） 年における年齢 (生年)	厚生年金（基礎年金を含む）					国民年金		
	保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分（再掲）		保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①
	万円	万円		万円		万円	万円	
70歳 (1935年生) [2000年度時点で換算]	680 (670)	5,600 (5,500)	8.3	4,400 (4,300)	6.4	230 (230)	1,300 (1,300)	5.8
60歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,200 (1,100)	5,400 (5,100)	4.6	4,500 (4,200)	3.8	410 (390)	1,400 (1,300)	3.4
50歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,900 (1,600)	6,000 (5,100)	3.2	5,600 (4,800)	3.0	700 (600)	1,600 (1,400)	2.3
40歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,800 (2,200)	7,600 (5,900)	2.7	7,600 (5,900)	2.7	1,100 (830)	2,100 (1,600)	1.9
30歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	3,900 (2,800)	9,600 (6,700)	2.4	9,600 (6,700)	2.4	1,500 (1,000)	2,600 (1,800)	1.8
20歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	5,100 (3,300)	12,000 (7,600)	2.3	12,000 (7,600)	2.3	1,900 (1,200)	3,300 (2,100)	1.7
10歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	6,500 (3,700)	14,900 (8,500)	2.3	14,900 (8,500)	2.3	2,400 (1,400)	4,100 (2,300)	1.7
0歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	8,000 (4,100)	18,300 (9,500)	2.3	18,300 (9,500)	2.3	3,000 (1,600)	5,000 (2,600)	1.7

（注1）それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。（）内はさらに物価上昇率で現在価値（平成16年度時点）に割り引いて表示したもの。

（注2）2100年で受給期間が終わる世代について、計算した。

計算の前提

(1) 加入歴

①厚生年金

同年齢夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し、(年齢別総報酬月額は平成16年財政再計算での標準報酬指数及びボーナス支給割合より算出。平均標準報酬月額36.0万円)妻はその間専業主婦(昭和61年からは20歳以上ならば第3号被保険者、それ以前は国民年金に任意加入していない)。なお、1935年生の者については、その90%の期間のみの加入としている。

②国民年金

20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付。(保険料、年金額ともに被保険者一人分。)

(2) 受給期間

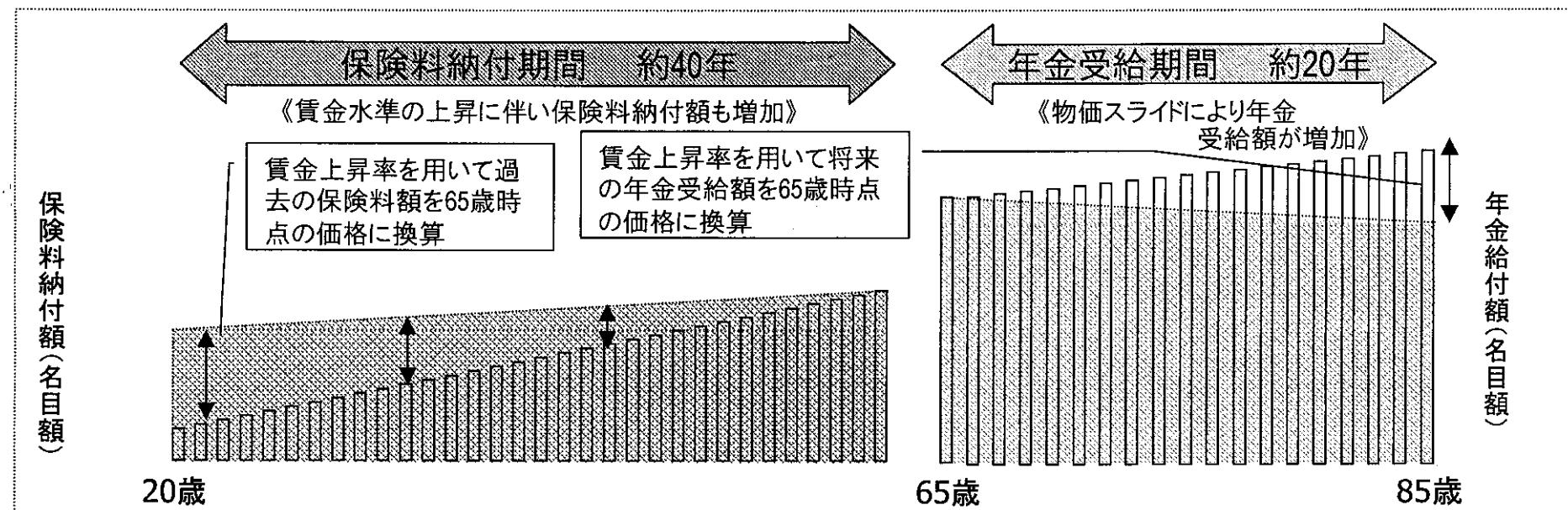
男女各々60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口(平成14年1月推計)における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで生存、厚生年金の場合、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて計算した。

(3) 年金額、保険料、人口推計、経済前提等

平成16年財政再計算に準拠。

計算方法

世代間扶養を基本とする年金制度においては、賃金の一定割合について保険料として負担を求め、年金給付も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。この公的年金の基本的な仕組みの考え方沿って、「賃金上昇率」を用いて保険料負担額や年金給付額を65歳時点の価格に換算した。



世代ごとの保険料負担額と年金給付額の計算方法について

年金制度においては、原則20歳から40年間程度にわたって保険料拠出を求め、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することになるので、最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに60年以上の時間が想定される。

このように大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価するかについては、様々な考え方がある。

世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。

したがって、世代別に負担と給付を比較するに当たっては、この公的年金の基本的な仕組みの考え方沿って、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を65歳時点の価格に換算したもの(A:賃金上昇率による換算方式)を用いて比較を行ったものである。

参考として、代表的な例である厚生年金(基礎年金を含む)の保険料固定方式(実績準拠法(名目年金額下限型))について、B～Dの方法により計算したものについてもお示しする。

経済前提(平成16年財政再計算)

物価上昇率 1.0%(2009年以降。2008年までは「改革と展望－2003年度改定」に準拠。過去分は消費者物価指数上昇率)

賃金上昇率 2.1%(2009年度以降。2008年度までは「改革と展望－2003年度改定」に準拠。過去分は再評価率による賃金上昇率等)

運用利回り 3.2%(2009年度以降(ただし、これに平成14年度末の預託実績より算出される、すでに預託された財投預託分の運用利回りを勘案した数値を使用)。2008年度までは「改革と展望－2003年度改定」に準拠。過去分は資金運用部新規預託金利等)

A:(賃金上昇率による換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を賃金上昇率で各々の65歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を賃金上昇率で各々の65歳時点に割り引いて合計した額。

B:(運用利回りによる換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を運用利回りで各々の65歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を運用利回りで各々の65歳時点に割り引いて合計した額。

C:(物価上昇率による換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を物価上昇率で各々の65歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を物価上昇率で各々の65歳時点に割り引いて合計した額。

D:(単純累計方式)

時点の差を考慮せず、各時点で実際に支払い又は受け取る金額の単純な合計額。

各計算方法による結果

[厚生年金(基礎年金を含む) 平成16年 財政再計算]

平成17年 (2005)年に おける年齢 (生年)	A (賃金上昇率による換算方式)						B (運用利回りによる換算方式)						C (物価上昇率による換算方式)						D (単純累計方式)										
	保険料 負担額			年金給付額 倍率 ② / ①			65歳以降給付分 (再掲) 年金給付額 倍率 ②' / ①'			保険料 負担額			年金給付額 倍率 ② / ①			65歳以降給付分 (再掲) 年金給付額 倍率 ②' / ①'			保険料 負担額			年金給付額 倍率 ② / ①			65歳以降給付分 (再掲) 年金給付額 倍率 ②' / ①'				
	①	②	③	②	③	④	①	②	③	②	③	④	①	②	③	②	③	④	①	②	③	②	③	④	①	②	③	②	③
70歳 (1935年生) [2000年度時点で換算]	680 (670)	5,600 (5,500)	8.3	4,400 (4,300)	6.4		830 (820)	5,200 (5,100)	6.3	3,900 (3,800)	4.7		550 (540)	5,700 (5,700)	10.4	4,500 (4,400)	8.2		400 (400)	5,900 (5,900)	14.7		4,700 (4,700)	11.6					
60歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,200 (1,100)	5,400 (5,100)	4.6	4,500 (4,200)	3.8	1,500 (1,500)	4,900 (4,700)	3.2	4,000 (3,800)	2.6	1,000 (1,000)	5,800 (5,400)	5.6	4,900 (4,600)	4.7	860 (860)	6,200 (6,200)	7.2		5,400 (5,400)	6.3								
50歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,900 (1,600)	6,000 (5,100)	3.2	5,600 (4,800)	3.0	2,500 (2,100)	5,500 (4,700)	2.2	5,100 (4,300)	2.0	1,600 (1,400)	6,700 (5,700)	4.2	6,200 (5,300)	3.9	1,300 (1,300)	7,300 (7,300)	5.5		6,900 (6,900)	5.1								
40歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,800 (2,200)	7,600 (5,900)	2.7	7,600 (5,900)	2.7	3,700 (2,800)	6,800 (5,300)	1.9	6,800 (5,300)	1.9	2,300 (1,800)	8,500 (6,600)	3.6	8,500 (6,600)	3.6	1,900 (1,900)	9,500 (9,500)	4.9		9,500 (9,500)	4.9								
30歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	3,900 (2,800)	9,600 (6,700)	2.4	9,600 (6,700)	2.4	5,100 (3,500)	8,600 (6,000)	1.7	8,600 (6,000)	1.7	3,200 (2,200)	10,800 (7,500)	3.4	10,800 (7,500)	3.4	2,600 (2,600)	12,000 (12,000)	4.7		12,000 (12,000)	4.7								
20歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	5,100 (3,300)	12,000 (7,600)	2.3	12,000 (7,600)	2.3	6,600 (4,200)	10,700 (6,800)	1.6	10,700 (6,800)	1.6	4,100 (2,600)	13,500 (8,500)	3.3	13,500 (8,500)	3.3	3,300 (3,300)	15,100 (15,100)	4.6		15,100 (15,100)	4.6								
10歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	6,500 (3,700)	14,900 (8,500)	2.3	14,900 (8,500)	2.3	8,300 (4,800)	13,300 (7,600)	1.6	13,300 (7,600)	1.6	5,100 (2,900)	16,800 (9,600)	3.3	16,800 (9,600)	3.3	4,100 (4,100)	18,800 (18,800)	4.6		18,800 (18,800)	4.6								
0歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	8,000 (4,100)	18,300 (9,500)	2.3	18,300 (9,500)	2.3	10,300 (5,300)	16,400 (8,500)	1.6	16,400 (8,500)	1.6	6,300 (3,200)	20,600 (10,700)	3.3	20,600 (10,700)	3.3	5,100 (5,100)	23,200 (23,200)	4.6		23,200 (23,200)	4.6								

(注1) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。()内はさらに物価上昇率で現在価値(平成16年度時点)に割り引いて表示したもの。

(注2) 2100年で受給期間が終わる世代について、計算した。